

改 正 後	改 正 前
<p>第2 不開示情報</p> <p>1 法第5条第1号(個人に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め]</p> <p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、 図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、 動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項にお いて同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報 と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる ものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にする ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、 次に掲げる情報を除く。 イ～ハ (略)</p> <p><u>1の2 法第5条第1号の2(行政機関非識別加工情報等)に基づき不開示 とする情報の基準</u> [法令の定め]</p> <p><u>一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第58号)第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第10項 に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以 下この号において「行政機関非識別加工情報」という。)若しくは行政 機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報 (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別するこ とができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、そ れにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。) を除く。)</u>から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同</p>	<p>第2 不開示情報</p> <p>1 法第5条第1号(個人に関する情報)に基づき不開示とする情報の基準 [法令の定め]</p> <p>一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することによ り、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個 人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除 く。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(新設)</p>

条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する
独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等
非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「
独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非
識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の
情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで
きることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それによ
り特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く
。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3
項に規定する個人識別符号

[法令の解釈]

1の2-1 行政機関非識別加工情報

本号における「行政機関非識別加工情報」とは、行政機関の保有する個
人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という
。）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報のうち、同条第10項
に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものをいう。

1の2-2 個人識別符号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるもの
として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年
政令第548号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その
他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第3条並びに行政機関の保有する個人情報の保護
に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第3条及び第4条に定
めるとおりである。